

富田林市こどもの権利条例制定に向けた 声をあげにくいこどもへのヒアリング実施概要

1. 目的

富田林市内又は近隣自治体にある、こどもに関係する施設・団体等の協力を得て、当該施設・団体を利用しているこどもにヒアリングし、より詳細にこどもの状況を把握・分析することにより、富田林市こどもの権利条例制定に向けた基礎資料とする。

なお、本ヒアリングは、本市が令和6年9月から10月にかけて実施した「こどもアンケート」で、自ら声をあげることが難しいと想定したこどもたちを対象に実施するもの。

2. 調査対象

声をあげにくいこども※へのヒアリングへの協力が得られる施設・団体等（児童福祉施設、不登校支援をはじめこどもの相談・支援を担う団体など）の中から、こどもの属性や対象年齢等の異なる施設・団体等を選定し、当該施設・団体等のこどもを対象にヒアリングを行う。

※声をあげにくいこどもの例

- ・不登校のこども
- ・障がい児・医療的ケア児
- ・海外につながりのあるこども
- ・社会的養護のもとに暮らすこども
- ・乳幼児期のこども ⇒ 「未就学児ヒアリング」を別途実施

3. 実施方法

施設・団体等の協力を得て、以下の流れで実施する。

※「声をあげにくいこども」への聞き取りには、一定期間にわたる関与と観察が必要です。突然に外部者によって行なわれるインタビューではこどもたちの「ほんね」を収集することは難しいです。したがって、「声をあげにくいこども」に対する聞き取りは、施設・団体等自身が行ない、それを事務局が支援するという形が良いと考えます。

- ①事務局が作成する「調査シート」をもとに、施設・団体等の職員がこどもたちに直接ヒアリングを行う。
- ②施設・団体等の職員は、こどもたちからの声を「調査シート」に記入し、事務局に提出する。
- ③事務局は「調査シート」の内容をまとめ、分析する。
- ④事務局は「こどもの意見まとめ」を作成し、協力してくれた施設・団体等のこどもたちにフィードバックする。

こどもたちの安心安全に配慮し、「約束カード」を施設・団体等職員に配布する。施設・団体等職員は、このカードをこどもたちに説明し、見える位置に置いてヒアリングを実施する。また、約束カードに加え、相談窓口に関する案内も行います。イメージとしては、こどもアンケートの最終ページに記載したような相談先のリストをまとめる予定です。

【約束カード案】

5つのやくそく

- ① ^{だれ}誰がなにを話したかは^{はな}誰にも分からないようにするよ
- ② ^{こた}答えたくない質問には^{しつもん}答えなくていいよ
- ③ ^{たいせつ}すべて大切な意見だから、どんなことを話してもいいよ
- ④ ^{こえ}みんなの声は、かならず^{とんだばやし}富田林市の人たちに届けるよ
- ⑤ ^{しんどくなったら}しんどくなったら、^{とちゅう}途中でやめることができるよ

【相談先リスト案】

相談先リスト

ヒアリングの際に、なんだかつらい気持ちになったり、思い出さなくなったりしたことを思い出したりしてしまってもいいかもしれません。

そんなときには、ぜひ一人でなやまずに、周りの優しい方々に、声をかけてみてください。知っている人に相談しにくいとのために、相談先のリストをつくりました。電話で相談ができます。お返事ありがとうございます。

●『24時間子供 505ダイヤル』

電話番号：0120-078110
受付時間：24時間

●『チャイルドライン』

電話番号：0120-407777
受付時間：毎日 16:00～21:00 ※12月28日～1月3日は除く
チャットでも相談ができます。
URL: <https://www.0120-407777.jp/>

●『こどもの人権 110番』

電話番号：0120-407718
受付時間：平日 9:30～17:15
メールやLINEでも相談ができます。
URL: <https://www.mhl.go.jp/2018/01/110an110.html>

(ヒアリングのテーマ)

「こどもアンケート」の設問から、「悩みの相談」「学習環境」「遊び場・居場所」に重点を置いてヒアリングを実施する。なお、こどもの属性等に配慮して、アンケートでは「学校」としていたものを「学習環境」、「地域」としていたものを「遊び場・居場所」と置き換える。

こどもの権利に関する 課題認識・関心 (関連：問5)	守られていないと思う「こどもの権利」等
悩みの相談 (関連：問11・12)	困ったときの相談相手、相談窓口等の利用経験、どのような環境なら相談しやすいか等
学習環境 (関連：問19)	どのような場所やサポートがあると学びやすいか等
遊び場・居場所 (関連：問22)	普段の遊び場・居場所、安心できる場所の有無、遊び場での困りごと、どのような場所があるともっと楽しく過ごせるか等
こどもの権利条例 (関連：問23)	条例に求めるもの、条例に対する意見感想、誰に知ってほしいのか、条例を知ってもらうためのアイデア等

上記項目を軸に、質問の詳細は、問いかけ方の配慮等がこどもの属性によって異なるため、選定した施設・団体等と別途調整する

4. 実施日時

令和6年12月